

教科用図書八重山採択地区協議会【規約】の変遷（編集 12/12 現在）・・・何のための規約改正だったのか???

*この資料は、わたし達一般市民が独自に、情報・資料を収集し、規約改正案の現物を基に、さらに公開された議事録を照らし合わせ、聞き取り調査等を通して、規約改正へのプロセスの概要を簡単にまとめ編集したものです。

*規約改正は何のために行われたのか、またどういったことが問題として上がってきているのかを考えてみたいと思います。もし、間違い等ありましたら、ご指摘ください。

一般市民有志

① 初めの改正案（事前 6/20）

6/20 石垣市教委より規約改正案が竹富町、与那国町に事前に提出される。

- *委員の構成（旧規約第3条→6/20改正案第4条）
 - ・教育委員会の専門職員（教職から派遣の指導主事）を排除
 - ・この時点で校長会代表は入っている。
- *第8条「調査委員会」という名称
- *旧規約の第9条第3項→6/20改正案第8条第3項
 - ・表現の変化 提示する→報告しなければならない

② 当日（6/27）総会の改正案

6/27 総会…事前に提出された6/20の改正案とは違うものが提出された。

- *委員の構成（第4条）・校長会代表1人→削除
- *第8条 調査研究会→調査員
- *第4章を挿入…第4章第9条第5項に特に注目！
 - ・協議会の決定が教育委員会の採択権限（地教法23条6項）を超えることを条文化!?

③ 当日（6/27）修正、議決されたもの

この議事録は、一部だけ。もめたが、会長主導で議事は進められ、執行部案を押し付ける形で議決。

- *第5条（役員）→（役員会） 監査員→監査員会
 - ・監査員は役員？（のちに事務局発言あり）
 - ・役員会の権限、役割の条文なし
- *第8条第2項…調査員の選任
 - ・*役員会が選任し、会長がこれを委嘱又は任命する。(!!)
- *第9条第5項
 - ・最終決定→役員会で再協議することができる。

④ 8/4 →8/9*役員会にて提案
2対1

- *県教委の要請で、改正（校長会代表を入れる等）が試みられるが、否決。
- *第2条に（目的）条項設定 事務局を第3項に変更。

⑤ 8/10*総会でさらに
改正・・・最終決定！

- *再度、委員構成について動議案が出されるが、賛成少数で否決。（議事録より）
- *第2条に（事務局）を 第3条に（目的）を入れ替えた。
- *答申する事を目的とする。→ 答申する。

*総会 Part2 への道のり・・・③の規約改正議決直後、構成員交代。（わずか休憩の10分足らず）

石垣市教育委員と学識経験者はすでに待機していた!? 与那国・竹富の委員は不在。

*規約改正案は誰の提案か?…石垣市教育長個人の提案（教育委員会で議事として話し合われていない）